区では、児童手当をはじめと 各手当・医療費助成など

お問い合わせください。 費助成等を実施しています。 する各手当のほか、子ども医療 費助成には所得制限があります。 ホームページをご覧いただくか の支給となります。詳細は、区 |問|| こども家庭支援課給付係 各手当は申請日の翌月分から 各手当とひとり親家庭等医療

児 FAX (3647)9196

までの児童を養育している親ま 達する日以後の最初の3月31日 たは養育者 |人||日本に居住している15歳に

○3歳未満:15、000円 [手当額(月額)]

※再申請に関する案内について ○中学生:10、000円 は下記の記事をご覧ください。 ○3歳~小学校修了前(第3子 ○3歳~小学校修了前(第1子 ・第2子):10、000円 以降):15、000円

子ども医療費助成

人 18歳に達する日以後の最初

めによる医療機関等に支払う医 の3月31日までの児童 療費の自己負担分 |助成範囲]|各種健康保険法の定

育成手当

母子・父子家庭または同等の

江東区ホームページ https://www.city.koto.lg.jp https://www.city.koto.lg.jp/m(携帯)

家庭、障害を有する児童を養育 している方が対象です。

育成手当

○おおむね愛の手帳1~3度程

和4年中の所得が、下表の①も

が不支給となっている方で、令

所得上限超過により児童手当

しくは②の範囲内に該当すると

ている方で、児童が下表のいず の3月31日までの児童を養育し れかに該当する場合 [手当額(月額)] |人||18歳に達する日以後の最初

障害手当

1人につき13、500円

3647)4754

童を養育している方で、児童が ○愛の手帳1~3度程度の児童 次のいずれかに該当する場合 ○脳性まひ、進行性筋萎縮症の ○身障手帳1・2級程度の児童 |人|| 障害を有する20歳未満の児

[手当額 (月額)] 人につき15、500円

または養育者で、児童が下表の する児童を養育している父、母 20歳未満で中度以上の障害を有 の3月31日までの児童、または いずれかに該当する場合 18歳に達する日以後の最初

○1人目:10、410~44 [手当額 (月額)]

○2人目:5、210 1 4 0 円 20円を加算 0

○3人目以降:1人につき3 130~6、250円を加算

所得上限超過で手当が

小支給となっている方へ

源泉徴収票や確定申告

一書の控え

FAX (3 6 4 7)

者および配偶者の令和4年分の

※窓口での手続きの場

合、 申 ○健康保険証の写し

(厚生年金

ージをご確認いただくか、

加入者のみ)

い合わせください。

など、令和4年中の所得状況が

わかる書類を可能な限り持参し

役所3階1番)または豊洲シ

の再申請は5月中に

○おおむね身障手帳1~3級程 次のいずれかに該当する場合 童を養育している方で、児童が |人|| 障害を有する20歳未満の児

○長期間安静を要する病状また に著しい制限を受ける児童 は精神の障害により日常生活

手当額(月額)]

○重度(身障手帳1・2級、 ○中度(身障手帳3級、愛の手 帳3度程度)の児童 の手帳1・2度程度)の児童 人につき53、700円 人につき35、760円

[申請期限]

ルによる手続きの場合、区のデ 請日となります。マイナポータ ※郵送の場合、郵便到着日

後に順次行います。請 5年度住民税が課税決

- 夕受信日が申請日となります

とり親家庭等 医療費助成

状況に応じその一部または 療費の自己負担分(世帯の課税 めによる医療機関等に支払う医 または養育者で、児童が下表の する児童を養育している父、母 20歳未満で中度以上の障害を有 いずれかに該当する場合 の3月31日までの児童、または [助成範囲] 各種健康保険法の定 |人||18歳に達する日以後の最初

児童扶養手当

:母に引き続き1年以上遺棄されている児童

申請方法

営のマイナポータル内のぴった りサービス)でも申請できます。 ロード可)や電子申請(政府運 書は区ホームページからダウン 張所の窓口のほか、郵送(申請 の申請は、区役所・豊洲特別出児童手当と子ども医療費助成

育成手当・児童扶養手当・

○父母が離婚した児童 ○母が未婚で出生した児童

ひとり親家庭等医療費助成対象要件表

は母が死亡・生死不明の児童

愛 申請が必要です。なお、申請が 見込まれる場合、児童手当の再 給されます。 分(10月支払分)から手当が支 認定された場合、令和5年6月

○マイナポータル

[が申

請求書受領後の審査

は、

行います。

援課給付係へ郵送

○〒135 - 888区役所こども家庭支

要な場合はご連絡しま

※請求書受領後、追加·

てください。

所3階7番) 窓口

支援課給付係(豊洲特別出張 ビックセンター内こども家庭

合は、あらかじめご相談くださ ※再申請が5月中にできない場 5月31日 (水)

○児童手当・特例給付認定請求

書(書類は窓口および区ホー

のでご注意ください。

そのほか、詳細は区ホームペ

ムページにあります)

[必要書類]

[申請手続き]

○こども家庭支援課給付係 $\widehat{\boxtimes}$

子育で 応援!

児童福祉週間

出張所では受付できません)。 で申請してください(豊洲特別 その他の手当は、区役所の窓口

祉週間」です。

現代社会の子育て

目指してさまざまな取り組みを

間にわたりさまざまな制限があ があります。コロナ禍で、長期 ことは、ときに困難を伴うこと 社会において、こどもを育てる がりが希薄になりつつある現代 核家族化が進み、地域のつな

利用でき、保育園・幼

発電見か

FAX

(3647)9230(3647)9196

児童館は、0歳から

18歳まで

~小さなて みんなではぐくみ 5月5日の「こどもの日」か 5月5日(金·祝)~11日(木

育て

ら始まる1週間は、こどもや家 庭、こどもの健やかな成長につ 来を担うこどもを育むまち」を いて国民全体で考える「児童福 区では基本構想で掲げる「未 りましたが、地域一体となり、 誰もが安心して快適に子育てが ていきます。 できるまちをこれからも目指し

こどもと一緒に遊べ

る場所

ざまな情報を入手できます。子

育て世代の温かい[こころの輪]

利用でき、子育てに関するさま

また、子ども家庭支援センター ができる地域の子育て基地です。

とこどもプラザは、妊娠期から

ら小・中学生、高校生世代にな

っても、続けて遊びに来ること

施設も0歳から親子で か所の子ども家庭支援センター、 することができます。 たち同士でのびのびと 交換をしたり、同世代 を行っています。保護者が情報 ができる「子育てひろ こどもプラザがあります。どの 区内には17か所の児童館と8 つば事業] 遊ぶこと し遊んだり このこども

ださい。各施設の催し物等の情

ぜひお近くの施設をご利用く

報は区ホームページをご覧くだ

認定後の手当支給ができません 通知の受領が確認できない場合、 については、文書で通知します。 の認定は、書類が整い次第順次 公定された す。請求 求の結果 書類が必

所得制限限度額表・所得上限限度額表		
扶養親族等の数	①所得制限限度額	②所得上限限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人	774万円	1,010万円
5人	812万円	1,048万円
※扶養親族等の数は、税法上の同一生計配偶者および扶養親		

族の数です。 である場合は44万円)を加算した額となります。

※扶養親族等の数に応じて、限度額は1人につき38万円(同 生計配偶者(70歳以上の方に限ります。)または老人扶養親族

| こども家庭支援課給付係 **2** (3647)4754 9 1 9 6 お問

5/1(月)。2(炒) 区区前。 出现了 電子証明書関係の手続き比できません

を広げましょう。

5/1(月)・2(火)は、国のシステムメンテナンスのため、区役所と出張所で、電子証明書の発行、 更新、失効、暗証番号初期化・変更、マイナンバーカードの券面事項更新、暗証番号初期化の手 続きはできません。別の日の来庁を検討ください

間区民課住民記録係☎3647-3162、FM3647-9206